

目次

PTAの名称	2
PTAの目的	2
PTA活動のあり方	2
会費について	2
個人情報取扱いについて	2
一小平TAの組織	3
委員・係選出をする組織	4
a.本部役員会	4
b.クラス委員会	5
c.会計監査	5
d.地区委員会	5
有志による組織	6
サークル	6
その他の組織	6
校外役員	6
校外団体との関係	6
a.青少対	6
b.小P連	7
c.五中地区ブロック	7
役員選出、役員免除に関する事項	8
本部役員選出方法	8
クラス委員選出方法	9
経歴カード	10
役員経験者への免除	10
PTAが加入している保険について	11
一小平TA会則	13
(付録1)地区分割について	16
(付録2)一小平TA役員等 選出時における免除規定	17
巻末付録『地区分割地図』	18

はじめに

PTA活動は学校と連携して行っています。PTA活動の中には、運動会や青少対行事のお手伝いもあります。PTAの活動や各行事の運営・環境の整備などは、保護者の皆さまや地域の方々のご協力で成り立っています。皆さまの少しずつのご協力が一小平で過ごす子どもたちのよりよい学校生活やその成長の支えとなっているため、保護者としてできることを見つけ、よりたくさんの方々に小学校との関わりをもっていただくことを願います。

PTAの名称

PTAとは、「Parent Teacher Association」の略で、P(親)T(教師)A(会)であり、「保護者と教職員の会」という意味です。

PTAの目的

PTAは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、そのほか必要な活動を行う団体です。

(昭和42年6月23日文部省教育審議会報告)

PTA活動のあり方

- ① 保護者と教職員はPTA会員として、自由に、よい人間関係の中で交流していきます。
- ② 会員相互に情報の交換や学習をするとともに、ほかの社会教育関係団体とも交流して子どもにとってのよい環境について考えていきます。
- ③ 家庭・学校・地域社会における子どもたちの生活や生活環境を整え、関係団体と協力し、保護者同士で情報を共有しながら学校生活のよりよい環境づくりのために活動します。
- ④ 会費は、PTA活動のために使用するもので、学校運営等にあてるものではありません。

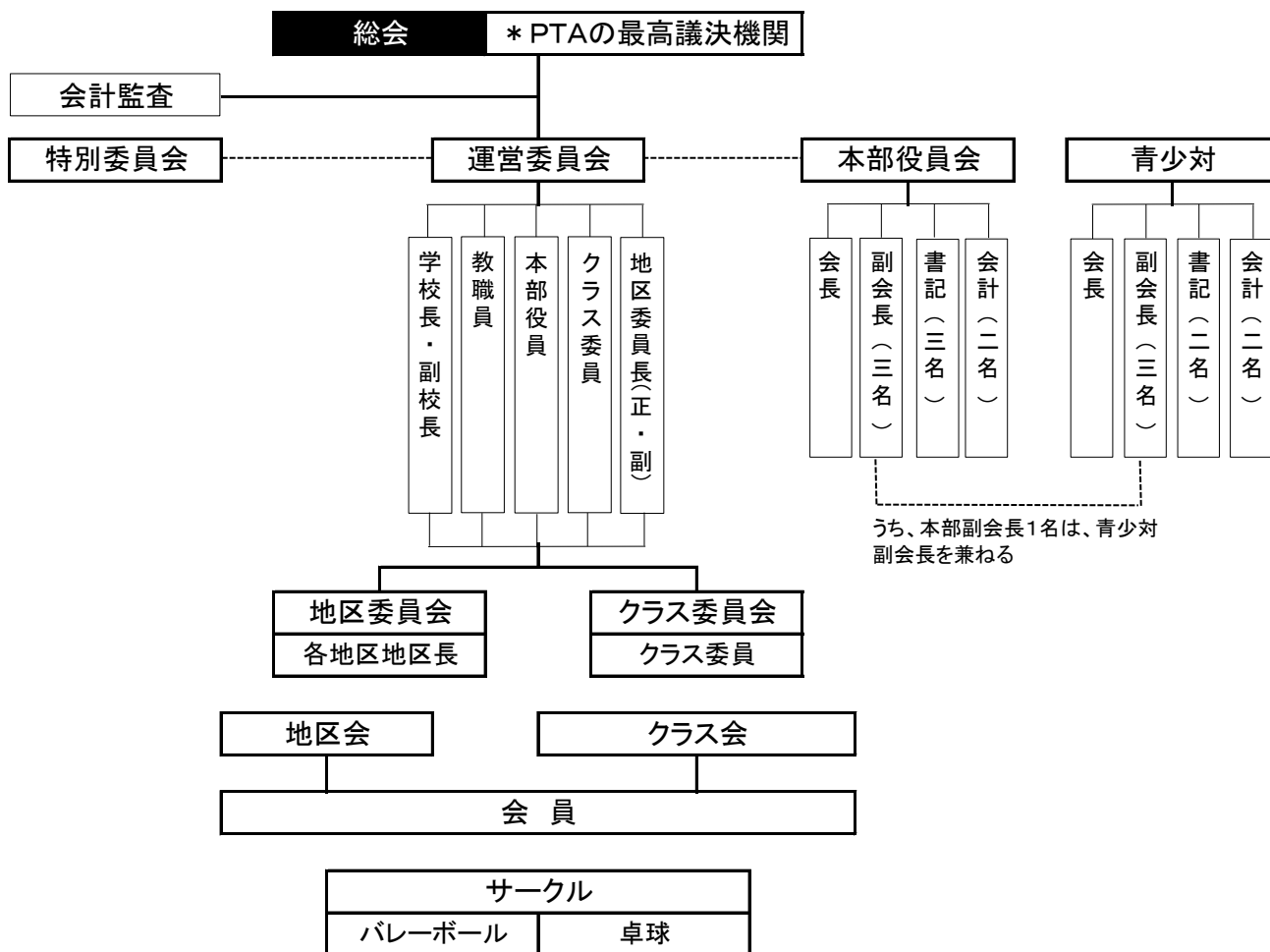
会費について

- 年 額 : 1,000円(児童数に関係なく1世帯)
(※新年度の総会後に決定し、変更があればその都度お知らせいたします。)
- 集 金 方 法 : PTA口座への振り込みをお願いします。
(令和6年度の総会承認後、施行予定)
- ◆転入の場合 学校の転入日が1学期の場合は1,000円、2学期の場合は660円、3学期の場合は330円とします。
- ◆転出の場合 学期分を330円として、申し出があった場合は返金させていただきます。

個人情報取扱いについて

一小PTAは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、取得・保持する個人情報については個人情報保護法にのっとり運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。また、個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も適切に対応するものとします。

一小PTAの組織



* 地区会・・・各地区の保護者と担当教師で構成されます。

* クラス会・・・各学級の保護者と教師で構成されます。

注)正・副とは委員長・副委員長のことを意味します。

●総会

総会は、PTAの最高議決機関です。会員の意見が直接反映される場であり、より多くの出席者のもとに開かれるのが望ましいですが、やむを得ず欠席する場合は委任状により委任することができます。年1回、例年は新学期から1か月経過した頃に開催されます。

●運営委員会

本部役員、クラス委員、地区委員長・副委員長、学校長、副校長、教職員からなる委員会です。PTA活動のあり方にのっとり、各種活動の推進やとりまとめを行います。

●特別委員会

運営委員会が、特別な活動をする際に必要と認めた時に、時期・期間などを限定せずに臨時で設置できる会のことです。予算委員会(PTA会費を使用して活動する団体の代表が集まり、決算や予算案を承認する会)や、周年行事のための委員会もこれに含まれます。

◎委員・係選出をする組織

a. 本部役員会

一小PTAは、会長も役員会も特別の権限をもつ会ではなく、各委員会との連絡、調整、依頼、まとめなどの事務的機能を果たすところです。そのために必要があれば各委員会に召集をかけることができます。なお、本会の責任は会長個人が負うものではなく、各会員が各々責任をもって活動しています。



- ◆ PTAの代表であり、役員会や委員会の開催、とりまとめ
- ◆ 小P連の理事会・各担当会議への出席 など
- ◆ 総会の開催・運営委員会の開催
- ◆ 学校行事の手伝い
- ◆ 地域や他校行事への参加
- ◆ 各担当業務を遂行

< 会長 > 1名選出



- ◆ PTAの代表であり、役員会や委員会のとりまとめ
- ◆ 小P連の理事会・各担当会議への出席
- ◆ 年数回の運営委員会を軸に本部として活動を展開していく推進役
- ◆ 学校行事、地域や他校行事への参加（地域交流会・周年行事など）
- ◆ 学校との打ち合わせ(会議の日程など)
- ◆ 書類のチェック など

< 副会長 > 3名選出



- ◆ 会長の補佐・代理
- ◆ 小P連の理事会・会長会への出席
- ◆ 郵便類の仕分け
- ◇ 庶務担当
- ◆ 運営委員会・総会の司会
- ◆ 各委員との連絡窓口 など
- ◇ 保険担当
- ◆ 保険の窓口
- ◆ スケジュール管理 など
- ◇ 青少対担当
- ◆ 青少対の各行事の運営及び手伝い
- ◆ 青少対との連絡役 など

< 書記 > 3名選出



- ◆ お知らせ等の文書の作成発行
- ◆ 運営委員会だよりの作成発行
- ◆ ICレコーダーとマイクの管理 など

< 会計 > 2名選出



- ◆ PTA会費の名簿作成・集金・収支管理
- ◆ 各委員会、サークルの活動費の収支管理
- ◆ 各委員会の決算報告の確認
- ◆ 備品、消耗品の管理・購入
- ◆ 予算委員会の開催・次年度予算立て など

b. クラス委員会

クラスの代表として運営委員会に出された問題に対しての意見を伝える立場であり、PTA全体の問題として考える立場でもあります。そのため、各クラス委員1名は必ず運営委員会に出席します。必要に応じて諸活動にも協力します。

またクラスの親睦、クラス内での活動を取りまとめ、クラス会員の意見をクラス委員会へ反映させPTA全体と繋がります。各学級の活動はクラス委員2名が協力して行います。学級活動は会員の信頼と合意により、参加している個人の責任に基づいて行われます。

各クラス2名選出

委員長・副委員長 各1名選出



- ◆ クラスを代表して運営委員会、小P連交流会への出席
- ◆ 学級文庫、仲町図書館団体貸出し、選本・返却
- ◆ クラス行事(茶話会、読み聞かせなど)の開催
- ◆ 各行事(運動会やもちつき大会など)の手伝い
- ◆ 各行事(運動会やもちつき大会など)の手伝い募集、取りまとめ
- ◆ 次年度の役員選出、互選会の運営
- ◆ ベルマーク作業の取り仕切りや集計
- ◆ 広報誌「ひろば」の制作・発行

c. 会計監査

前年度の本部役員会計担当者が受け持ちます。

d. 地区委員会

地区会もクラス会とともにPTAの柱となる大切な集まりです。会員の皆様には住所をもとにいずれかの地区に所属していただきます。(※付録1・巻末付録参照)

地区委員会では、子どもたちが安全で充実した学校生活を送れるよう、朝の立ち当番や防犯パトロールなどの活動をしています。

またその地区を範囲とした子ども会(その地区に住む一小や一小以外の小学校に通う児童と、その兄弟などの未就学児が参加できる会)があり、お楽しみ会を開催するなど、地域での子どもたちの交流も深めています。地区委員はその活動のサポートをします。

地区委員はその仕事の性質上、クラスからではなく各地区から選出しています。地区委員会の委員長と副委員長のみ、PTA役員選出時の免除の対象になります。(※付録2参照)

仕事内容の関係上、各地区の地区長・青少対係の方は、本部役員との兼任、青少対事務局の方は青少対係との兼任は避けていただくようお願いします。

各地区より地区長として1名選出

選出された地区長の中から
委員長・副委員長 各1名選出



- ◆ 地区代表として年数回の地区委員会・小P連交流会への出席
- ◆ 委員長・副委員長はほかの委員と分担して運営委員会・一小安全ネットワーク会議への出席
- ◆ 地区委員会便り、立ち当番・パトロール当番表等の作成
- ◆ 地区別PTA会員名簿の作成
- ◆ 青少対行事手伝い・参加、子ども会イベント企画
- ◆ 通学路・地区内の危険箇所の把握
- ◆ 「こども110番のいえ」確認作業

◎有志による組織

サークル

会員の親睦を図る、会員の趣味と教養を高めるための活動をしています。
 一小の代表として、小P連の各種大会にも参加することがあります。

◎そのほかの組織

校外委員会(次期小平第五中学校PTA委員)

例年3学期中に6年生保護者の中から募集していた五中校外委員につきましては、五中PTA改革に伴い選出の必要性がなくなりましたので、募集はいたしません。詳しくは今後発信される五中PTAからの案内をご確認ください。

校外との関係

a. 青少対(小平市青少年対策一小地区委員会)

青少年対策〇〇小地区委員会、を略して『青少対』と呼んでいます。市の発案で置かれた小学校(19校)の学区を一地域とし、地域が主体となって青少年の健全育成を図る団体です。

メンバーはボランティアですが、子どもたちの笑顔、安全な日常のために協力しています。また、活動を通じて地域の方々との交流が増えることで、地域の活性化、防犯にも一役かかっています。

○構成員

一小や五中の保護者、一小・五中・白梅学園・創価学園の生活指導教諭、民生児童委員、青少年委員、保護司、自治会の代表や青少対委員などの常任委員(約30名)と、在校生や卒業生の保護者や地域の方からなり、各種行事の際にお手伝いいただく行事実行委員(約50名)です。

○組織

PTA同様、毎年総会を始め、活動予算や行事の企画・運営について話し合う全員出席対象の常任委員会(PTAでの運営委員会のような会)が年に5回程度実施されます。また、常任委員の中に「事務局」(PTAでの本部役員会のような集まり)を設け、事務を執り行っています。

事務局は、会長(1名)・副会長(3名、うち1名は一小PTA本部役員青少対担当副会長)・書記(2名)・会計(2名)からなっています。毎年PTA本部役員の立候補者募集時期に合わせて事務局員(毎年書記1名・会計1名の定員)の募集・選出を行います。任期は2年です。

☆任期例

	前年度	今年度	次年度
副会長 1名	前年度 青少対担当 PTA本部副会長	今年度 青少対担当 PTA本部副会長	来年度 青少対担当 PTA本部副会長
書記 2名 毎年度1名入替 任期2年	Aさん(前々年度～前年度)		Dさん(次年度～次々年度)
		Bさん(前年度～今年度)	
			Cさん(今年度～次年度)
会計 2名 毎年度1名入替 任期2年	Eさん(前々年度～前年度)		Hさん(次年度～次々年度)
		Fさん(前年度～今年度)	
			Gさん(今年度～次年度)

青少対事務局員



一小からはPTA本部役員青少対担当副会長が参加
加えて毎年書記・会計希望者を定員各1名で募集・選出



- ◆ 青少対行事の取り仕切り ※
- ◆ 「こども110番のいえ」取りまとめ
- ◆ 地域住民として、一小での各種ボランティアの協力
- ◆ 学校を通じての諸活動への協力窓口
- ◆ PTA総会・青少対総会・常任委員会への出席
- ◆ 広報誌「ひいらぎ」の発行

※年間の主な行事

- ・クリーン作戦(5月下旬頃の土曜日)・ほたるの夕べ(6月頃)・納涼祭(7月下旬の土曜日)
- ・交通安全教室(9月の第三日曜日)・ファミリーイベント(10月中旬の日曜日)
- ・もちつき大会(12月上旬の土曜日)

<PTAとの関係>

青少対行事への参加、協力

b. 小P連(小平市立小学校PTA連合会)

小平市立小学校PTA連合会、略して『小P連』と呼ばれています。市内19の公立小学校のうちの希望校が加盟しており(一小は加盟済)、各校のPTA会長・副会長や校長・副校長が集まり、PTAと学校や地域、青少対などとの関わり方などについて情報交換、意見交換をしています。また、部門(本部の各役職、各委員会)別に交流の場が設けられ、講演会なども企画・開催されています。

かつて理事担当校に割り振られていた業務は小P連事務局がとりおこなっておりますが、『理事校担当委員』という名称で、各加盟校に輪番制で毎年2~3名のお手伝いをお願いしています。

※一小は令和9年度の担当校の予定です

c. 五中地区ブロック

小平第五中学校学区の学校関係者が集まり、各種情報交換をして地区の連携を深め、子どもたちの育成にあたります。会議は各学期に1回開催され、学校長、青少対担当者、PTA会長等が出席します。

○構成員

五中・一小・十二小・上宿小・小平西高校・白梅学園・創価学園の学校長と、同PTA代表などです。

役員選出、役員免除に関する事項

本部役員選出方法

※前年度(2学期～3学期)に候補を募り互選会にて選出します。

- ※ 立候補者が優先となります。立候補が定数に達しない場合のみ、下記の順番でくじ引きにより候補者を選出します。くじ引きの対象者、くじ引きの人数(各クラスもしくは各学年より数名ずつ)は、その年度の状況を考慮し、毎年運営委員会が検討し報告をします。
- ※ ただし、「ひとり親、持病がある、妊婦である、未就園児がいる」の免除規定以外にも、一身上の都合で本部役員を引き受けることができない場合は、選出前に配布する免除申請により、免除される場合もあります。

◎立候補者募集と選出の流れ

9月下旬～10月中旬 立候補者募集 1回目

※1回目で定数に達した場合
立候補者による『互選会』の実施(互選会は日時を変更して開催することもある)

※1回目で定数に達しない場合

- 11月中旬……………立候補者募集 2回目
本部役員候補者選出事前免除申請書配布
- 11月下旬～12月中旬…各学年の保護者会で対象者のくじ引きを実施
- 12月中旬～1月中旬…本部役員候補者による互選会の実施
話し合いにより役職を決定

【本部役員候補者選出 くじ引きの対象者】

第一段階

本部役員、青少対事務局員、各クラス委員(過去の学級委員・運営委員・広報係を含む)、地区委員会の委員長・副委員長、周年行事特別委員 未経験の方

第二段階

第一段階の対象者が少なく、くじを引く人数に余裕がない場合(該当学年の中で1クラスでもくじ引き対象者が一定数を下回った場合)は以下のとおり。

本部役員、青少対事務局員、周年行事特別委員、クラス委員会・地区委員会の委員長・副委員長経験者、クラス委員(過去の学級委員・運営委員・広報係を含む)2回以上の経験者 以外の方

		第一段階	第二段階	
未経験		○	○	
クラス委員	1児童1回経験	×	○	
	1児童2回以上経験		×	
クラス委員 (委員長・副委員長)	1児童1回経験	×	×	
地区 (委員長・副委員長)	1児童1回経験	×	×	
本部役員 周年行事特別委員	1回経験	×	×	
青少対事務局員	1回経験	×	×	

○ くじ引きの対象
× くじ引きの対象ではない

※表中の「クラス委員」とは、過去の学級委員・運営委員・広報係を含みます。

クラス委員選出方法

※新年度最初の保護者会にて選出します。

※ 立候補者を優先とし、定員に達しない場合は、経歴カード(P. 10参照)を元に下記の順番でくじ引きにより選出します。ただし、一身上の都合でクラス委員を引き受けることができない場合は、選出が行われる保護者会前に配布する事前免除申請により、免除される場合もあります。

◎選出の手順

前年度のクラス委員と担任が協力して選出を進めます。

① 立候補者を募る

欠席者についても希望役職を申請することができますが、出席者を優先します。2回目以上の方については、初めての方(欠席者の申請も含め)を優先します。

② 立候補者がいない場合のみ、くじ引きにて選出します。

【クラス委員選出 くじ引きの順番】

第一段階

本部役員、青少対事務局員、各クラス委員(過去の学級委員・運営委員・広報係を含む)、周年行事特別委員 未経験の方(地区委員会委員長・副委員長経験者もクラス委員を未経験の場合は対象)

第二段階

第一段階で定数に達しない場合

本部役員、青少対事務局員、周年行事特別委員、クラス委員会の委員長・副委員長経験者、クラス委員(過去の学級委員・運営委員・広報係を含む)2回以上の経験者 以外の方

第三段階

第二段階で定数に達しない場合

本部役員、青少対事務局員、周年行事特別委員経験者 以外の方

		第一段階	第二段階	第三段階
未経験		○	○	○
クラス委員	1児童1回経験	×	○	○
	1児童2回以上経験		×	
クラス委員 (委員長・副委員長)	1児童1回経験	×	×	○
本部役員 周年行事特別委員	1回経験	×	×	×
青少対事務局員	1回経験	×	×	×

※表中の「クラス委員」とは、過去の学級委員・運営委員・広報係を含みます。

○ くじ引きの対象
× くじ引きの対象ではない

経歴カード

毎年度の最終運営委員会後と総会后に、対象の方に直接経歴カードを記入していただきます。

- * 記入対象者は、本部役員、青少対事務局員、周年行事特別委員、クラス委員(過去の学級委員・運営委員・広報係を含む)、地区委員会(委員長・副委員長)を経験された方です。
 - * 在籍の児童1人につき1枚ずつ記入します。
 - * 転勤・病気などの諸事情により役職継続困難の場合は2/3学期の任期を終えた役職について記入することができます。
 - * 経歴カードは、本部役員及びクラス委員選出のくじ引きの際にのみ使用します。
- ◎ 本部役員・青少対事務局・周年行事特別委員の経験者の方は一家庭免除対象者になりますので、ご兄弟がご入学される際は、必ず入学された年にご入学された児童の名前で新しく経歴カードをご記入ください。ご記入がないとクラス委員決めや本部役員選出の際のくじ引きの対象者に含まれてしまいますのでご注意ください。

役員経験者への免除

「免除」とは、各役員・委員選出時に考慮される、経験者を省くことができる体制です。

(※付録2参照)

本部役員・周年行事特別委員経験者

- * 本部役員・周年行事特別委員経験者は、本人の世帯すべての子どもにおいて(入学前の子どもを含む)本部役員候補者・クラス委員選出時のくじを引かなくてもよい。

青少対事務局員経験者

- * 青少対事務局員経験者は、本人の世帯すべての子どもにおいて(入学前の子どもを含む)本部役員候補者・クラス委員選出時のくじを引かなくてもよい。

各委員会の委員長・副委員長経験者

- * クラス委員会の委員長・副委員長経験者は、選出された子どものクラスでのみ、本部役員候補者・クラス委員選出時のくじを引かなくてもよい。(ただし、くじ引き対象者数が十分でない場合はその限りではありません。)
- * 地区委員会の委員長・副委員長は、在任時に在学中の、どの子どもで選出されたことにするかを選択でき、選択した子どものクラスでのみ本部役員候補者選出時のくじを引かなくてもよい。ただし選択した子どものクラスでクラス委員未経験の場合はクラス委員のくじ引き対象者となる。

PTAが加入している保険について

PTAは、PTA団体障害保険とPTA賠償責任保険に加入しています。

1. PTA団体傷害保険のあらまし

この保険は、PTAの規約に基づいたPTA主催又は共催の行事に参加中のPTA会員、児童、生徒が被った傷害について保障します。

◆ 保険の対象となる方(被保険者)

- ① 保護者会員(PTA会員) ②同居の祖父母 ③教員会員 ④一小在籍の児童、生徒
 (注)上記以外の子、兄弟姉妹(卒業生)、別居の祖父母は含まれません。
 ただし、学校に保護者として届け出がある祖父母は対象となります。

◆ 対象となる事故

- ① PTAが主催又は共催する行事参加中。
 ② 行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上。
 (注1) 児童、生徒の負った傷害のうち、日本体育・学校健康センター法の定めるところによる給付対象となる傷害(学校管理下及び通学途中の事故)については対象外です。
 (注2) 上記の傷害は、日本国内及び宿泊を伴わない行事に限ります。
 (注3) 上記の傷害は、急激かつ偶然な外来の事故による傷害であり、中毒、麻酔、日射、熱射による身体の障害は含まれません。
 (注4) 自動車使用に起因する事故はPTA会員のけがのみ対象。第三者に対する賠償は対象外。

◆ 保険金額

死亡された場合	万一事故に遭われ、事故の日より180日以内に死亡された場合は、215万円をお支払いします。
後遺障害の場合	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた時は、その程度に応じて215万円の3%~100%までの所定の割合の額をお支払いします。
入院の場合	けがをし、そのけががもとで入院された場合、入院日数1日につき、2,500円を事故の日から180日を限度にお支払いします。
通院の場合	けがをし、そのけががもとで通院した場合、事故の日から180日以内の通院の日数に対し、90日を限度に1,500円をお支払いします。 (注1)入院、通院をあわせても180日が限度です。 (注2)通院の場合の日数計算は治療機関及び治療内容により異なる場合があります。
支払いできない主な場合	故意・自殺・犯罪・闘争行為・無免許運転中・酒酔い運転中の事故・脳疾患・疾病・心神喪失・地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱・他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)・腰痛等。
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合において、被保険者がそのけがの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けられたとき、入院日額の10%をお支払いします。※1事故につき1回の手術に限ります。また、2回以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。

◆ 保険料

1世帯年間・・・98円

2. PTA管理者賠償責任保険のあらまし

この保険は、PTA主催行事の実施中PTA側に過失がありその過失が原因で発生した事故につき、PTAが負担する法律上の賠償責任の費用を補償します。

◆ 対象となる事故

- ① PTA主催行事活動中に伴う事故により、他人にけがをさせた場合。(対人賠償)
- ② PTA主催行事活動中に伴う事故により、他人の財物を壊した場合。(対物賠償)
- ③ PTA主催行事活動中のために、第三者から借用していた財物の使用、管理している間に壊したり紛失したり盗まれたりした場合。(借用物賠償)

◆ 支払できない主なもの

- ① 暴動、けんか、地震、噴火、洪水、津波などに起因する賠償責任
- ② 施設の修理、改造などの工事に起因する賠償責任。
- ③ 自動車の所有、管理に起因する賠償責任。
- ④ 食中毒、疾病等(伝染病・熱中症など)に起因する賠償責任。
- ⑤ 借用したものの瑕疵、自然の消耗、性質による破損。
- ⑥ 借用物を返還した後に発見された賠償責任。
- ⑦ PTA活動の終了後に、PTA活動以外の活動に起因する責任賠償。
- ⑧ 同居の親族に対する賠償責任。
- ⑨ 心神喪失に起因する賠償責任。
- ⑩ 失火による賠償責任。
- ⑪ 故意による事故。

(注) 被害者にも過失がある場合には過失相殺が適用されます。

◆ 保険金額

対人賠償	1名	5,000万円	1事故	3億円
対物賠償	1事故	1,000万円	免責(事故負担額)	対人、対物共 1,000円
借用物賠償	1名	10万円	期間中限度額	500万円 免責 1事故 5,000円

◆ 保険料

年間・・・5,000円(最低保険料)※人数によって変動あり

※行事終了後、主催者は、けがなどがなかったか確認してください。

事故発生の場合

○保険請求をするしない、保険給付の対象になるかどうかにかかわらず、事故報告は活動時の責任者から、直ちに**副会長(保険担当)**までご連絡ください。

報告内容

- ① 事故の年月日、時間
- ② PTAも活動内容(行事名)
- ③ 氏名、住所、電話番号、年齢、生年月日
(児童の場合、保護者名、学年、クラス)
- ④ 治療を受けた病院名、住所、電話番号
- ⑤ けがの箇所、程度、状態、事故の状況 (詳しく)

東京都小平市立小平第一小学校PTA会則

第一章 総則

第一条 この会は、東京都小平市立小平第一小学校PTA(保護者と教師の会)といいます。この会は、本校に在籍する児童の保護者ならびに本校の教職員を会員とします。会員はすべて平等の権利と義務を有します。この会の事務所の所在地を小平第一小学校内(東京都小平市小川町1-1082)に置きます。

第二条 この会は、家庭・学校・地域が協力して子どもたちがより良い環境で充実した生活ができることを目的とし、必要な活動として次の事業を行います。

- 1) 文化教養広報に関する各種事業
- 2) 福祉厚生 of 拡充強化
- 3) 学校教育環境の充実
- 4) 地域活動の充実、並びに交通安全
- 5) 教育に関する調査研究
- 6) 会員相互の親睦を図る
- 7) そのほか、この会の目的を達成するために必要な事業

第三条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として活動します。全ての会員は、自由に提案し討議し、会の活動や運営を決めることができます。

第二章 機関

第四条 この会には次の機関があります。

- 1) 総会
- 2) 運営委員会
- 3) 役員会
- 4) クラス委員会
- 5) 地区会
- 6) 地区委員会
- 7) 特別委員会(予算委員会を含む)
- 8) 会計監査

第五条 総会

- 1) 総会はこの会の最高議決機関で、全会員をもって構成されます。
- 2) 定期総会と臨時総会とがあり、いずれも会長が召集します。
総会は原則として会議により開催し決議しますが、災害時などの緊急事態のために会議を開くことができないなどのやむを得ない場合には、学校ホームページやウェブを利用するなど、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かずに書面決議を行うことができます。また、事前に運営委員会が定めた方法による場合には、書面または電磁的方法による議決権行使ができます。
- 3) 定期総会は次のことを審議します。
 - 1 運営委員会より提出された年度計画と年度予算の承認
 - 2 運営委員会の活動報告の承認
 - 3 前年度決算報告の承認
 - 4 役員、会計監査の承認
 - 5 そのほか、必要と認められた案件
- 4) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の六分の一以上の要求があったときに開くことができます。臨時総会も定期総会と同じ機能を持ちます。
- 5) 会の運営は総会によって決められるのが原則ですが、その一部を各委員会に委任することができます。
- 6) 総会は委任状を含めて、会員の三分の一以上の出席(書面または電磁的方法による議決権行使者も含む)を以って成立します。
- 7) 総会の議決は主席者による議決権行使及び書面または電磁的方法による議決権行使の二分の一以上の賛成を以って成立します。

第六条 運営委員会

- 1) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、総会に代わってPTA活動の企画、運営にあたります。また、各委員会の連絡調整の場でもあります。
- 2) 運営委員会は毎学期一回以上の開催を基準としますが、役員会が必要と認めるとき、または構成員の四分の一以上の要求があったとき開かれます。
- 3) 運営委員会はその活動を総会に報告しなければなりません。
- 4) 運営委員会の構成員は役員(教師役員を含まない)、各クラス委員一名、地区正・副委員長、教師副会長、教師運営委員及び代理人と認められた者としてします。
- 5) 教師運営委員は、教師役員の書記の内の一名としてします。ただし、代理を認めます。
- 6) 運営委員会は日常の運営を役員会に委任することができます。
- 7) 運営委員会は必要に応じて特別委員会を設けることができます。
- 8) 運営委員会は役員、会計監査の選出方法を設けることができます。
- 9) 運営委員会は構成員の二分の一以上の出席で成立します。
- 10) 議決は出席者の二分の一以上の賛成を必要とします。
- 11) 運営委員会には会員は自由に参加し意見を述べるすることができます。ただし、議決権は持ちません。
- 12) この会の事業の遂行上、緊急やむを得ない場合はクラス委員会を経て、運営委員会において決定することができます。ただし、次の総会で報告し、承認を得なければなりません。

第七条 役員会

- 1) 役員会はPTA活動の中心になると共に運営委員会から委任された業務の運営にあたります。
- 2) 役員会は会長一名、副会長四名(内一名教師)、書記五名(内二名教師)、会計四名(内二名教師)、をもって構成されます。ただし、運営委員会が特別の活動のために必要と認めた場合に限り、増員することができます。
- 3) 会長はこの会を代表して全体の活動をまとめます。
- 4) 会長は総会、運営委員会、役員会を招集します。
- 5) 副会長は会長を助け、会長に事故があったときには副会長がその職務を代行します。そのほかの役員に事故があったときには、残りの役員が協力しあいその職務を代行します。
- 6) 書記は会が必要とする記録をとり会員に知らせます。またその記録の整理、保管をします。
- 7) 会計は会の会計経理の仕事をしてします。
- 8) 役員の内任期は定期総会から次期定期総会までの1年間とします。役員の内再任はさしつかえありません。

第八条 クラス会

- 1) クラス会はPTAの運営の基盤であり活動の単位です。
- 2) クラス会はその学級の保護者と教師で構成されます。
- 3) クラス会は委員二名を選出し、互選します。ただし、若竹学級は必要に応じて委員を選出します。

第九条 クラス委員会

- 1) クラス委員会はクラス会どうしの連絡調整を行い、学級活動を援助します。
- 2) クラス委員会は各学級のクラス委員、担任教師で構成され、クラス委員会正・副委員長各一名を選出します。
(会計に関しては、委員長、副委員長の判断で必要に応じて選出を行います。)
- 3) クラス委員会は必要に応じて、学年委員会あるいは別の単位の委員会を設けることができます。

第十条 地区会

- 1) 地区会はクラス会と共にPTAの運営の基盤であり活動の単位で子ども会の自主的活動を援助します。
- 2) 地区会はその地区の保護者と担当教師とで構成されます。
- 3) 地区会はその地区の実情に応じて運営に必要な数の委員を選出します。内一名は地区委員会委員になります。
- 4) 地区会は必要に応じて運営委員会の承認を得て再編成できます。

第十一条 地区委員会

- 1) 地区委員会は地区会どうしの連絡調整を行い、地区活動を援助します。
- 2) 地区委員会は各地区の地区委員、担当教師で構成され、地区委員会正・副委員長各一名を選出します。

第十二条 特別委員会

- 1) 予算、決算、そのほかの特別委員会は運営委員会から委任された業務の運営にあたり、任務終了とともに解散します。
- 2) 特別委員会の委員は運営委員会の承認を得て任命されます。

第十三条 会計監査

- 1) 会計監査は会の会計経理を監査します。
- 2) 会計監査の任務は定期総会から次期定期総会までの1年とします。

第三章 会計

第十四条 会計

- 1) 会費は総会で、会員一世帯当たりの金額が決めます。ただし、変更の必要がない限り自動的に次年度も適用されます。
- 2) 会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとします。
- 3) 決算は会計監査を受けた後、総会の承認を得なければなりません。
- 4) 予算は運営委員会の承認を得た後、総会の承認を得なければなりません。

第四章 その他

第十五条 会則改正の必要が生じた時は総会の議決を得て行われなければなりません。

第十六条 役員、会計監査は各委員会の委員を兼ねることはできません。ただし特別委員会はこの限りではありません。

第十七条 サークル

- 1) サークルは同好の会員が集まって、運営委員会、総会の承認を得て成立します。
- 2) サークルは責任者を定めて、活動は自主的に行います。
- 3) サークルの責任者は運営委員会の必要に応じて報告並びに説明をしなければなりません。

第十八条 弔慰金

- 1) 会員、児童、教師もしくはその配偶者の死亡の場合は、香典料5,000円をもってその意を表し、運営委員会に報告します。

付 則

この会則は1989年5月13日より実施します。

この会則は2010年4月より実施します。(役員増員のため)

この会則は2021年5月総会開催日より実施します。

この会則は2022年5月総会開催日より実施します。

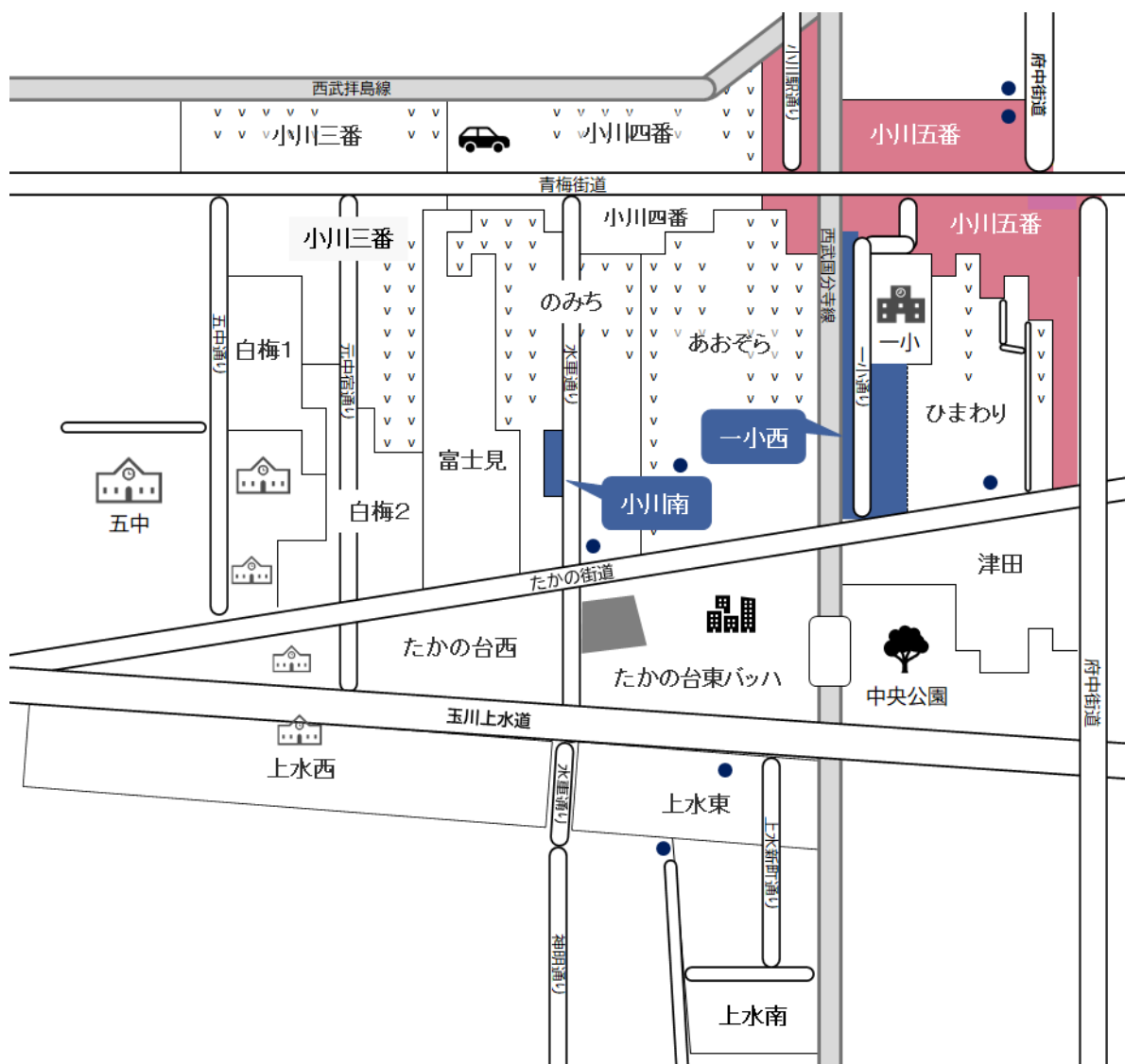
この会則は2023年3月より実施します。(委員改訂のため)

この会則は2024年5月総会開催日より実施します。

付録 1

地区分割について

全員がいずれかの地区に所属します。大まかな区割りは、下記の図のようになっています。
(詳しい区分につきましては、PTA室に掲示されている地区割詳細地図をご覧ください。)
子どもたちの安全を見守る地区活動や地域の交流のための子ども会活動などを行っています。
地区区分の範囲は、住宅地の増減などの理由により一部地域で変更がある可能性があります。



※「上水1・2、上水3・4、団地ハイツ」の3つの地区について、令和3年度より「上水東・上水西・上水南」へ名称の変更がされています。

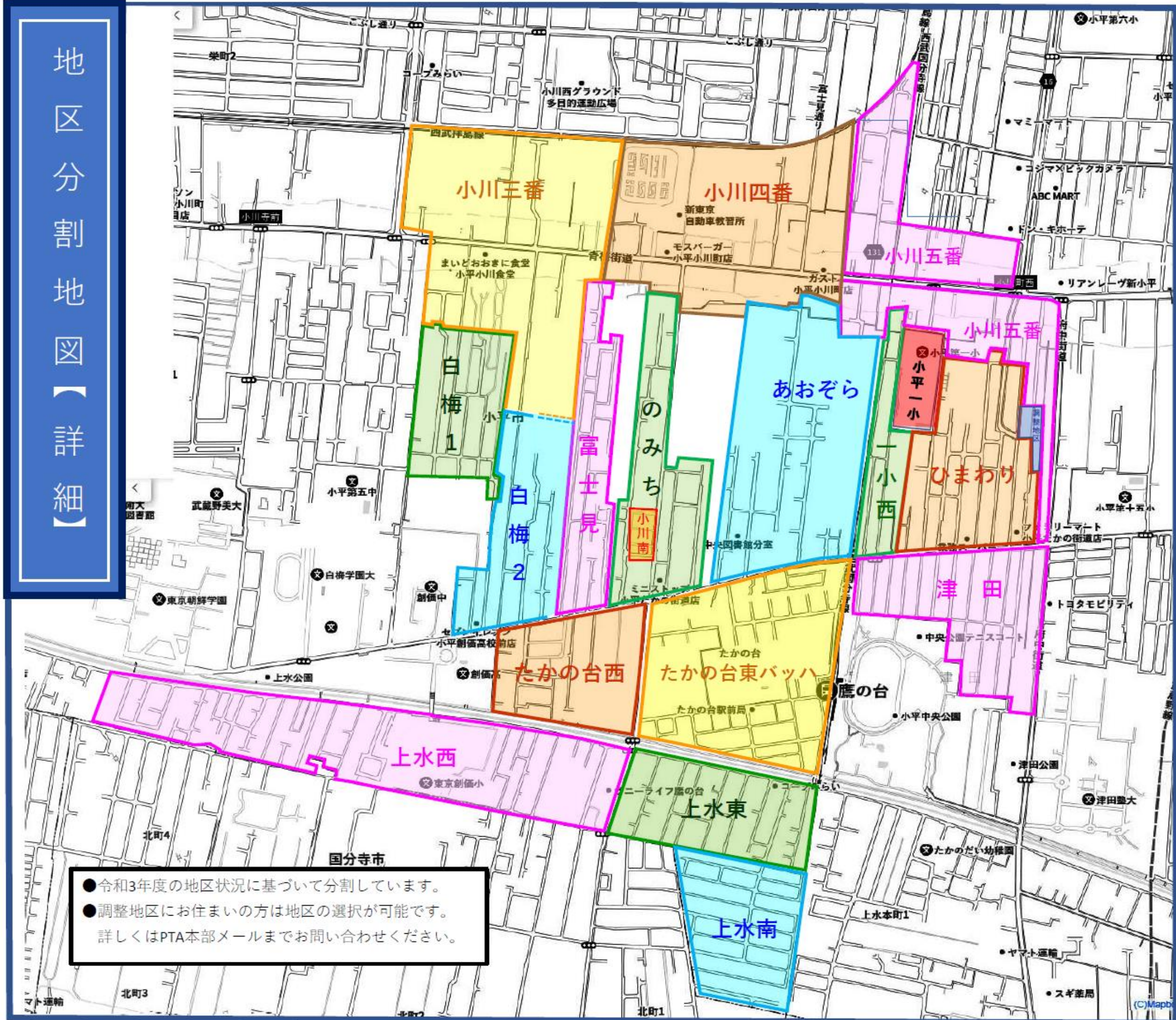
付録 2

【一小PTA役員等 選出時における免除規定】

経験者免除一覧表				
	対象者	クラス委員選出	本部役員選出	各地区委員選出
クラス委員等 経験者 (過去の学級委員・運営委員 ・広報係を含む)	クラス委員 (各クラス2名ずつ)	限定免除 * 1児童につき1度経験で免除	限定免除 * 委員長・副委員長経験者のみ 1児童につき1度経験で免除	免除なし
本部役員 周年行事特別委員 経験者 (小P連正副担当校役員を含む)	会長(1名) 副会長(3名) 書記(3名) 会計(2名) 会計監査(2名) 祝賀会部(1名) 記念誌部(1名)	免除 * 引き受けられる場合は 各委員会の委員長・副委員長 免除	免除 * 1家庭につき1度経験で免除	
地区委員会 委員長・副委員長 経験者	各地区長の中 から選出された 委員長(1名) 副委員長(1名)	免除なし 但し、各委員会の委員長・副委員長 免除	限定免除 * 1児童につき1度経験で免除 (対象とする児童1人を保護者が選択)	
青少対事務局 経験者	会計(2名) 書記(2名)	免除 * 引き受けられる場合は 各委員会の委員長・副委員長 免除	免除 * 1家庭につき1度経験で免除	
その他 免除となる規定		免除規定なし 諸事情のある方は各クラスにて配慮	・ひとり親 ・持病がある ・妊婦である ・次年度未就園児もしくは2歳 以下のお子さんがいる	

* 今後の状況により、この規定は見直される可能性もあります。

地区分割地図【詳細】



●令和3年度の地区状況に基づいて分割しています。
 ●調整地区にお住まいの方は地区の選択が可能です。
 詳しくはPTA本部メールまでお問い合わせください。

※ご自宅がどの地区に所属するかなど、地区割について不明な点がある場合は、PTA本部メールまでお問い合わせいただくか、PTA室に掲示されている地区割詳細地図をご覧ください。



六年間大切に保管しましょう

小平第一小学校PTA

令和3年4月発行
令和3年6月改訂
令和4年5月改訂
令和5年3月改訂
令和6年2月改訂
令和6年5月改訂